

## 仙台市地域防災計画の修正について

### 1 計画見直しの経緯

近年日本各地において集中豪雨による水害が頻発化しており、中小河川およびダム下流河川においても大きな被害が発生している。今後、このような災害に備えるため、国や県から中小河川およびダム下流河川の洪水浸水想定図が示されることとなっている。

### 2 主な修正事項

#### (1)中小河川における避難情報の発令について

令和3年7月の水防法改正に伴い、河川管理者（県）より、令和4年度から順次中小河川の洪水浸水想定図が公表されることから、本市における中小河川への避難情報の発令を整理するもの。〈別紙－①〉

##### 【該当修正箇所】

| 編    | 部・章         | 節 | 項目   | 該当箇所     | 頁(令和3年) | 新旧表            |
|------|-------------|---|------|----------|---------|----------------|
| 風水害等 | 第1部<br>2 公助 | 4 | 2(1) | 避難情報の発令等 | 52      | 資料 2-7<br>4/23 |

#### (2)ダムの緊急放流時における避難情報の発令対象地域の見直し

ダムの施設規模を上回る洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保等を図るため、ダム管理者（国）が、ダムの緊急放流時におけるダム下流河川の洪水浸水想定図を作成した。これを受け、ダムの緊急放流に関わる避難情報の対象区域をダム管理者より示された浸水想定区域へと見直すもの。〈別紙－②〉

##### 【該当修正箇所】

| 編    | 部・章         | 節 | 項目   | 該当箇所     | 頁(令和3年) | 新旧表            |
|------|-------------|---|------|----------|---------|----------------|
| 風水害等 | 第1部<br>2 公助 | 4 | 2(1) | 避難情報の発令等 | 52      | 資料 2-7<br>4/23 |

### 3 参考資料（新旧対照表）

- ・資料 2-5 仙台市地域防災計画（共通編）修正案 新旧対照表（抄）
- ・資料 2-6 仙台市地域防災計画（地震・津波災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）
- ・資料 2-7 仙台市地域防災計画（風水害等災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

## ① 中小河川における避難情報の発令(1/2)

## 市内の河川の状況

- ・市内の一級・二級河川(水系)には29の河川が存在している。(下表参照)
- ・市内の洪水予報河川および水位周知河川は、水位計が設置されており、水位の情報に基づき避難情報を発令することとしている。
- ・令和3年7月の水防法の改正に伴い、今後、県から中小河川の洪水浸水想定区域図が新たに示される予定。

## 市内の洪水予報河川・水位周知河川・中小河川一覧

| ○洪水予報河川(3河川)<br>◇水位周知河川(3河川) | 中小河川(23河川)                     |
|------------------------------|--------------------------------|
| ○名取川                         | 北貞山運河、岩の川、坪沼川、支倉川、碁石川、本砂金川     |
| ○広瀬川                         | 綱木川※、斎勝川、芋沢川、大倉川、青下川、新川        |
| ○七北田川                        | 南貞山堀、要害川、仙台川、高柳川、八乙女川、萱場川、西田中川 |
| ◇策川                          | 木流堀川、後田川                       |
| ◇旧策川                         | —                              |
| ◇梅田川                         | 高野川、藤川                         |

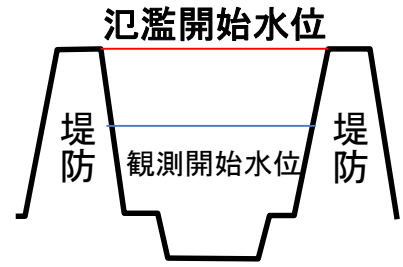
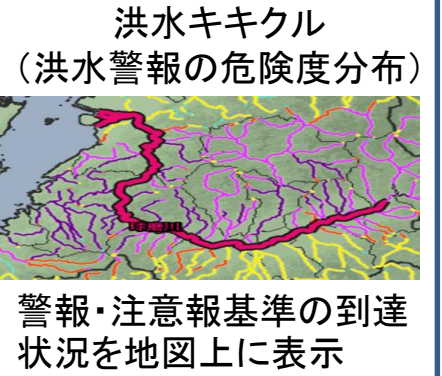
※綱木川は市の管理河川、その他の中小河川は県の管理河川

# ①中小河川における避難情報の発令(2/2)

## 対応：中小河川への発令基準（水位設定までの暫定基準）

中小河川には水位計が一部しか設置されておらず、避難情報の発令の基準となる水位が設定されていないため、洪水浸水想定区域が示された中小河川への避難情報は以下のとおり発令する。

| 警戒レベル | 避難情報   | 発令基準   | 対象地域   |
|-------|--------|--|--------|
| 3     | 高齢者等避難 | —  | 浸水想定区域 |
| 4     | 避難指示   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸透・侵食による堤防の変状が発見され、かつ洪水キキクル(気象庁HP洪水警報の危険度分布)でうす紫が表示されている場合</li> <li>・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</li> </ul>                                 |        |
| 5     | 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合。(危機管理型水位計が設置されている場合に限る。)</li> <li>・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合。</li> <li>・その他氾濫の発生が確認された場合。</li> </ul> |        |



上記の他、降雨や河川の状況により、この基準によらず発令をする場合がある。

## ②ダム緊急放流に伴う避難情報の対象地域の見直し

### 背景

ダムの施設規模を上回る洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保等を図るため、ダム管理者(国)が、ダム下流河川が氾濫した場合の浸水想定図を作成したことを受け、ダムの緊急放流(※異常洪水時防災操作)に関わる情報等を踏まえて本市が発令する避難情報の対象区域を見直す必要がある。

※異常洪水時防災操作:ダムからの放流量を流入量まで徐々に増加させる操作

### 対応

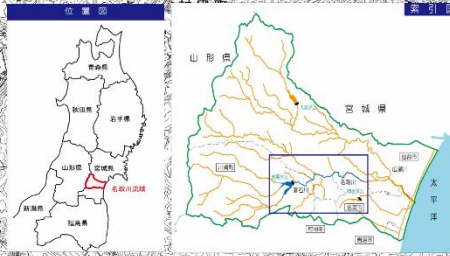
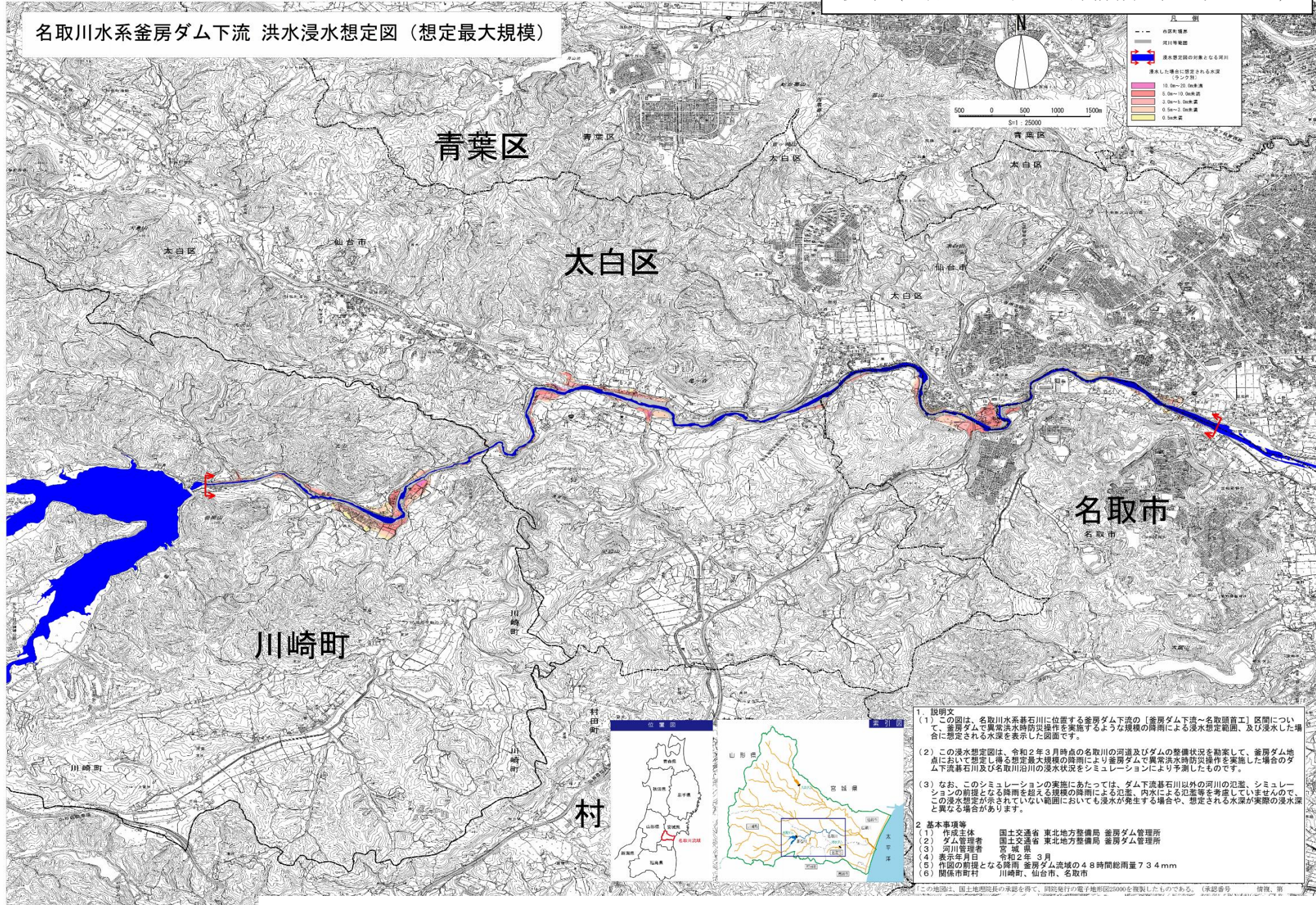
ダム管理者からの緊急放流に関わる情報に基づき、次の地域に避難情報を発令する。

| 浸水想定図 | 対象ダム                 | 対象地域  |              |
|-------|----------------------|---|--------------|
|       |                      | 旧   | 新            |
| あり    | 釜房ダム(国管理)            | 当該地域  | ダム下流洪水浸水想定区域 |
| なし    | 大倉ダム、七北田ダム、樽水ダム(県管理) | 当該地域(河川水位の状況及び関係機関から提供された情報等を総合的に勘案して発令対象を判断する) |              |

#### (参考)発令基準

| 時期     | ダム管理者からの情報        | 警戒レベル | 避難情報の種類 |
|--------|-------------------|-------|---------|
| 概ね3時間前 | 緊急放流を行う可能性がある旨の通知 | 3     | 高齢者等避難  |
| 概ね1時間前 | 緊急放流を行う旨の通知       | 4     | 避難指示    |
| 開始     | 緊急放流を開始した旨の通知     | 5     | 緊急安全確保  |

名取川水系釜房ダム下流 洪水浸水想定図（想定最大規模）



- 1 説明文
- (1) この図は、名取川水系葦石川に位置する釜房ダム下流の【釜房ダム下流～名取頭首工】区間について、釜房ダムで異常洪水時防災操作を実施するような規模の降雨による浸水想定範囲、及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
  - (2) この浸水想定図は、令和2年3月時点の名取川の河道及びダムの整備状況を勘案して、釜房ダム地点において想定し得る想定最大規模の降雨により釜房ダムで異常洪水時防災操作を実施した場合のダム下流葦石川及び名取川沿川の浸水状況とシミュレーションにより予測したものです。
  - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、ダム下流葦石川以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水想定が示されていない範囲においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等
- (1) 作成主体 国土交通省 東北地方整備局 釜房ダム管理所
  - (2) ダム管理者 国土交通省 東北地方整備局 釜房ダム管理所
  - (3) 河川管理者 宮城県
  - (4) 発表年月日 令和2年3月
  - (5) 作図の前提となる降雨 釜房ダム流域の48時間総雨量73.4mm
  - (6) 関係市町村 川崎町、仙台市、名取市

対象区域のうち名取川部分については釜房ダム管理事務所から情報提供を受け、本市で発令対象区域として定めたものです。